

文書提出命令申立書

原告 シャムスリ外 8 3 9 6 名、WALHI
被告 国 外 3 名

上記当事者間の御庁平成 1 4 年(ワ)第 1 9 2 7 6 号、平成 1 5 年(ワ)第 6 7 3 2 号、平成 1 6 年(ワ)第 1 0 4 号各事件について、原告らは下記のとおり文書提出命令の申立をする。

2 0 0 4 年 7 月 2 日

東京地方裁判所第 4 9 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅 野 史 生

弁護士 大 口 昭 彦

弁護士 奥 村 秀 二

弁護士 籠 橋 隆 明

弁護士 河 村 健 夫

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 沙 々 木 睦

弁護士 島 村 美 樹

弁護士 松 浦 由 加 子

弁護士 古 川 美

弁護士 幸 長 裕 美

申立の内容

目次

第1	文書の表示、趣旨、所持者及び証すべき事実	3
1	「討議の記録」について	3
2	借款契約について	3
第2	文書提出義務の原因	4
1	民事訴訟法220条3号前段	4
(1)	結論	5
(2)	利益文書の意義について	5
(3)	「討議の記録」及び借款契約の規定内容	5
(4)	3条件が付された経緯	6
2	民事訴訟法220条4号	6
(1)	結論	6
(2)	「討議の記録」 - 公務秘密文書に当たるか	6
(3)	借款契約 - 職業の秘密に関する事項を含むか	7
3	まとめ	8
第3	文書提出命令の必要性	8
1	日本国及びJBICと不法行為責任を基礎づける基本文書である	8
(1)	ODAの基本理念・原則及び企画執行状況	8
(2)	ODAにおける規範	9
(3)	3条件の意義	10
(4)	3条件履行確保のための特約	10
(5)	まとめ	11
2	日本国及びJBICの主張に対する反論	11
(1)	はじめに	11
(2)	日本国の主張への反論	11
(3)	JBICの主張に対する反論	12
(4)	まとめ	14
3	すでに明らかになっている事項では不十分であること	14
第4	結論	14

第1 文書の表示、趣旨、所持者及び証すべき事実

1 「討議の記録」について

(1) 文書の表示

コトパンジャン・ダム建設融資に関する交渉過程での『討議の記録』【1990年】

(2) 文書の趣旨

外務省経済協力局長の川上隆朗氏（当時）の国会答弁（衆議院予算委員会、1992年3月2日）によれば、インドネシア政府との交渉の過程において、現地住民らの利益のためにふされた3条件は、「討議の記録という形で、文書の形に」されたとのことであり、本件答弁書においても被告日本国は、インドネシア政府との交渉があったことは認めている。これは、その討議の内容を明らかにするとともに、3条件が、被告日本国を拘束する内容であることを明らかにする上で不可欠な書面である。

(3) 文書の所持者

被告日本国

(4) 証すべき事実

ア 「討議の記録」において、事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転すること、事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されること、事業により影響を受ける世帯から、移転合意及び補償合意は、公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取りつけられることという3条件が規定されていること

イ この規定により、日本政府は、本件プロジェクト現地住民の利益のために本プロジェクトが現地住民の権利を不当に侵害しないよう、現地住民に生活水準の低下をもたらす要因がないかどうか、移転同意及び補償同意が公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取りつけられているかどうかを注意して確認する義務を負担したこと。

2 借款契約について

(1) 文書の表示

OECF とインドネシア政府との間に結ばれたコトパンジャン・ダム建設融資に関する『借款契約』【1990年12月14日、1991年9月25日】

(2) 文書の趣旨

これら2つの借款契約では、それぞれコトパンジャン・ダム建設の第1期分工事分と第2期分の資金供与の約束がなされた基本契約である。ここに現地住民らの利益のためにふされた3条件が記載されていることは日本国およびJBICも認めているところである。本文書は、JBIC とインドネシア政府との間の権利義務関係を定めた基本文書であり、これによりJBIC が現地住民の利益のために負担していた契約上の義務内容が判明する。

(3) 文書の所持者

被告国際協力銀行

(4) 証すべき事実

ア 本件借款契約において、事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転すること、事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されること、事業により影響を受ける世帯から、移転合意及び補償合意は、公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取りつけられることという3条件が規定されていること。

イ 本件借款契約において、上記3条件の履行確保のために、

a コンサルタント契約に OECF が同意するにあたり、最初に水没する地区の住民について、移転同意及び補償合意手続が終了し、移転地が利用できる状況になっていること

b ダム建設工事のための資機材や役務の調達契約締結に OECF が同意し借款を実行するにあたり、移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、移転問題が解決していること

c ダムの貯水開始にあたり以下の条件が満たされていること

(a) 住民移転が完了していること

(b) 移転地において、移転した住民に対し、移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていること

d 事業が完成するまで、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書を OECF に提出すること

という特約条項が付されていること。

ウ 上記3条件及びその履行確保のための特約によって、JBIC 及び日本国は、本件プロジェクト現地住民の利益のために、本件プロジェクトが現地住民の権利を不当に侵害しないよう、現地住民に生活水準の低下をもたらす要因がないかどうか、移転同意及び補償同意が公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取りつけられているかどうかを注意して確認する義務を負担したこと。

エ 本件プロジェクトの実行段階において、特約条項に従って、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書の提出を受けるとともに、みずからも住民移転同意及び補償合意手続の進行状況や移転地の状況等を調査し、3条件及び特約条項に記載されている条件を満たしているかどうかを判断して、本件プロジェクトの進行に必要なコンサルタント契約及び資機材や役務の調達契約の締結への同意、並びにダム貯水開始への同意を行う義務を負担したこと。

第2 文書提出義務の原因

1 民事訴訟法220条3号前段

(1) 結論

「討議の記録」及び借款契約は、いずれもその規定内容には原告らの利益のために作成された条項が存し、同号が定める利益文書に当たる。少なくとも3条件に関する規定は、原告らの利益のために作成された文書である。

したがって、日本国及びJBICは、それぞれ提出を求めている文章の提出義務を負う。

(2) 利益文書の意義について

同号前段にいう利益文書とは、「直接または間接に、拳証者の法的地位や権利関係を明確にするため作成された文書と解すべきであり、このうち、当該文書の所持者又は拳証者以外の第三者が専ら自己の利益のために作成した内部文書は除外されるが、それ以外であれば、拳証者の利益のみに資する文書のみならず、拳証者と文書所持者との間の共通の利益に関する文書をも包含すると解するのが相当である。そして、作成目的については、文書作成時における作成者の主観的な意図のみならず、当該文書作成の経緯、記載内容、文書作成義務の有無、当該文書作成を要求する法令の制度趣旨等の諸要素を総合して客観的に判断すべきである」(大阪高裁平成4年6月11日決定、原審大阪地裁平成4年3月9日決定)と解されている。

そこで、以下において、「討議の記録」及び借款契約が、その規定内容、3条件が付された経緯から利益文書に当たることを述べる。

(3) 「討議の記録」及び借款契約の規定内容

本件において、「討議の記録」では、国会答弁において、「移転地の確保の問題等の住民移転に関わる問題」や「補償基準等の問題」に加え、「野生動物の保護に関わる措置」等について、インドネシア政府との交渉の過程で、日本国側から要請し、インドネシア政府の確認を得、その内容を「討議の記録」として文章の形で確認しているとしている(乙B11, 11頁)。また借款契約については、被告らにおいても、国会答弁の内容に従い、借款契約に3条件が規定されていること、その内容が、「第一に、事業対象地に生息するすべての象を適切な保護区に移転するようにしなければならない。第二点、事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されなければならない。第三点は、事業により影響を受ける世帯の移転合意は公正かつ平等な手続を経て取りつけられなければならない」というものであることを認めている。

「討議の記録」及び借款契約は、その主たる目的は、日本政府ないしJBICと、インドネシア政府との間の本件プロジェクトに関する円借款についてその契約関係を明確にするためのものである。しかし、以上のような3条件に関する「討議の記録」及び借款契約の規定の内容からは、3条件は、これを「討議の記録」及び借款契約に規定することによって、本件プロジェクトによって影響を受ける世帯(PAFs)の法的地位・利益が本件プロジェクトによって不当に侵害されないようにすることを確保することを目的とするものであることが明白である。

したがって、「討議の記録」及び借款契約は、PAFsである原告住民らについて、直接又は間接にその法的地位を明確にするために規定された条項を含んでおり、原告らの利益をその目的の1つとする文書である。少なくとも、3条件に関する規定は、PAFsである原告住民らについて、直接又は間接にその法的地位を明確にするための規定であることは明らかである。

(4) 3条件が付された経緯

第1次円借款に関する交換公文及び「討議の記録」が調印され、第1次円借款契約が締結された経緯には以下のような事情が存在する。

すなわち、1988年にベルリンで開かれた世銀・IMF総会の際、これに平行して行われたNGOの国際会議において、日本のODA、とりわけインドのナルマダ・ダムへのODAに対する批判が相次ぐなど、日本のODAに対する批判が世界的に高まっていた。こうした国際情勢の中で、1990年4月から6月には、日本の国会でナルマダ・ダムに関する質疑応答が行われ、日本政府は、1990年6月、ナルマダ・ダムに対する追加融資停止を表明するに至った。

同じ時期には、インドネシアのクドゥン・オンボ・ダムで、住民移転が完了していないにもかかわらず貯水を開始し、住民に溺死者まで発生したことが国内外で問題とされていた。

また、1990年9月には、民間調査団が本件ダムの現地調査を行い、本件ダムに対するODA供与の中止を申し入れた。

日本政府及びJBICが、1990年12月、本件ダム建設のために調印された交換公文に付属する「討議の記録」、及び第1次円借款契約においては、これらの失敗を繰り返さないために3条件がふされたことが明白である。

こうした経緯からも、本件3条件を規定した「討議の記録」及び借款契約が、本件プロジェクトによって影響を受ける住民の法的地位・利益を守り、これによってクドゥン・オンボ・ダムのように移転に同意しない住民が貯水開始後も居残るといような事態を防ぐとともに、開発によって住民の生活水準が低下することを防止し、開発が地域住民を犠牲にしないようにすることをその目的の1つとする文書であることは明白である。少なくとも、3条件に関する規定は、原告住民らのその法的地位を、直接又は間接に明確にするための規定であることは明らかである。

2 民事訴訟法220条4号

(1) 結論

本申立において提出を求めている各文書は、同号に定める除外事由に該当せず、一般的提出義務がある。

(2) 「討議の記録」 - 公務秘密文書に当たるか

ア 日本国が所持する「討議の記録」について、日本国は、「相手国との信頼関係を損ない、外務省の行う円借款案件の検討、相手国との調整・協議に係る業務に悪影

響を与えるおそれがある」とし、本文書は公務秘密文書であるとする。

イ しかしながら、日本国が主張する外務省の業務への悪影響は極めて抽象的であり、具体的な悪影響の内容は全く主張されていない。

業務への悪影響の主要な内容であると認められる借入国の信用力・事業実施能力に関する条項の公開について言えば、その最も重要な要素は、金額、金利、償還期限であるところ、これらについては既に公開されている。その他、基本約定、調達ガイドライン等に定められた基本事項も公開されている。本件では、問題となっている3条件については、既に日本政府が国会答弁においてその概要を明らかにしている。

したがって、本件では、「討議の記録」の提出によって実際に外務省の業務に悪影響がある可能性は全く認められない。

ウ さらに言えば、原告らが提出を求める本件プロジェクトに関する交換公文及びこれに付随する討議記録については、3条件に関する部分以外はすでに情報公開手続によって公開されている（甲 B18-009）。

この「90年度対インドネシア円借款（E/N案等）」と題する電信案に添付された英文資料が、公開公文、これに付随する討議記録及びその他の記録である。ここで、墨塗りされ非公開とされている部分は3条件に関する記録の点のみである。

したがって、日本国が公務秘密文書だと主張して隠そうとしているのは、結局3条件に関する規定だけである。しかし、その3条件も、既に日本政府が国会答弁においてその概要を明らかにしており、何ら秘密にする必要は認められない。

エ 以上より、「討議の記録」については公務秘密文書にあたるという国の主張には具体的内容がなく失当である。

この点においても、一般的に秘密とされる信用力・事業実施能力に関しては、すでにその最も重要な要素である金額、金利、償還期限は公開されており、基本約定、調達ガイドライン等に定められた基本事項も公開され、情報公開手続によって、本件で問題となっている3条件以外の条項については全て公開されている。そして、墨塗られた3条件に関する条項は、既に日本政府が国会答弁においてその概要を明らかにしている。

そうすると、「討議の記録」については、秘密にすべき点は何ら存せず、公務秘密文書にあたる理由が全くない。

（3）借款契約 - 職業の秘密に関する事項を含むか

ア JBIC が所持する借款契約については、職業の秘密に関する事項を含むかどうか問題となりうる。

JBIC は、本件借款契約の提出による弊害について、個別の借款契約書は、公開されている基本協定及び各種のガイドラインを基本としつつも、借入国の信用力や事業の実施能力を含む借入国に応じた個別の事情を反映し条項の内容や個数が相違しており、公表を前提することなく締結されているとし、これを公表することは、

当該借入国のみならず他の円借款借入国との信頼関係を損なうおそれがあると主張する。

イ しかしながら、この JBIC の主張は、日本国の「討議の記録」に関する主張と同様、極めて抽象的であり、既に明らかになっている事項を超えて、どのような秘密があるのか、その結果その提出によってどのような弊害があるのかについて具体的に明らかではなく、この点においてすでに JBIC の主張は失当である。

ウ また、JBIC は、借款契約には借入国の信用力や事業の実施能力等に応じた相違があることを問題にしているが、借入国の信用力・事業実施能力に関する最も重要な要素は、金額、金利、償還期限であるが、これについては既に公開されている。その他、基本約定、調達ガイドライン等に定められた基本事項も JBIC が主張するとおり公開されている。

したがって、借款契約において、借入国の信用力や事業の実施能力を反映した条項があるとしても、これに関する最も重要な情報は既に公開されているのであり、その他の部分を公開することによる弊害は認められない。

エ さらに、本件では、問題となっている 3 条件については、既に国会答弁においてその基本的内容は明らかにされているところである。したがって、3 条件についても、既に公表されており、これについて提出できない理由はない。

仮に、借入国の信用力や事業の実施能力に関連する条項の公開に問題があるとしても、本件において、原告らは、借入国であるインドネシアの信用力を問題にしているものではない。事業の実施能力については、原告らの請求と一定の関連性があるが、現時点で主に提出を求めている部分は、3 条件に関連する条項である。したがって、少なくとも、3 条件に関する条項については、これについて提出できない理由はない。

3 まとめ

以上より、民事訴訟法 220 条 3 号前段及び同条 4 号に基づいて、日本国は「討議の記録」、JBIC は借款契約の提出義務を負う。

少なくとも、3 条件に関する規定部分については、提出義務が存することは明白である（但し、「討議の記録」では上述の通り 3 条件に関する規定部分以外はすでに公開されている）。

第 3 文書提出命令の必要性

「討議の記録」及び借款契約については、以下に述べる通り、原告らの請求を基礎づける基本文書として重要であり、証拠として取り調べる必要がある。

1 日本国及び JBIC と不法行為責任を基礎づける基本文書である

(1) ODA の基本理念・原則及び企画執行状況

ODA は、公金を用いてなされている行政活動であり、恣意的に運用されてはならず、ODA の趣旨目的、内容、規模等に応じて、適切な ODA の企画・執行を行う義務が、憲法及び条理上の当然に日本国及び JBIC には課されている。また、ODA は、公行政活動の一環として行われている業務であり、近代国家においては憲法及び条理上の当然の事理として、公行政活動によって、当該行政活動の関係者の人権を侵害してはならないという義務に服する。

そして、ODA は、開発途上国「における資源配分の効率と公正や『良い統治』の確保を図り、その上に健全な経済発展を実現することを目的として、政府開発援助を実施する。その際、環境保全の達成を目指しつつ、地球規模での持続可能な開発が進められるよう努める」という基本理念、「開発途上国における民主化の促進」並びに「基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う」という原則のもとに行われている。

さらには、ODA 実行にあたっては、ODA の端緒となるカントリー・サーベイの段階から、日本政府は補助金を通じて開発プロジェクトと密接な関係を持ち、その方向性やあり方に対して決定的な影響力を持っていること、F/S、D/D といった準備段階においても、日本政府は、JICA の技術援助を通じて当該プロジェクトが実行可能かどうかの調査に直接関与し、また JBIC (OECE) の E/S への借款供与により D/D においても直接に関与し決定的な役割を果たしていること、相手国に当該プロジェクトを完成させる義務を課し、そのために JBIC (OECE) は、L/A においてコンサルタント契約、資機材・役務の調達契約のいずれについても、JBIC (OECE) の承認を義務づけていること、当該開発プロジェクトの実行過程においても、進捗状況報告書を徴求し、開発プロジェクトの各進捗段階で生じる問題を的確に把握し、必要に応じて開発プロジェクトの実行過程に介入し適切な対応策を講じて借款対象プロジェクトを順調に進捗させるための監理を行っていることに示されるように、ODA による開発プロジェクトは、最初から最後まで、日本政府及び JBIC (OECE) の監理の下に置かれている。

(2) ODA における規範

以上の ODA の基本理念・原則、企画・執行状況を踏まえれば、ODA による開発プロジェクトにおいて、日本政府及び JBIC は、プロジェクトの策定、準備、審査・借款交渉、調達、実施・監理、評価のいずれの過程においても主導的な役割を果たし、開発プロジェクトの帰趨について決定的な地位にあり、ODA における日本政府及び JBIC の地位は、ODA は日本国内において行われる公共事業と同等のものである。

したがって、日本国・JBIC は、ODA 供与に当たり、当該 ODA に基づく開発が、開発によって影響を受ける現地住民の基本的人権を侵害することがないかどうか、現地住民の基本的利益の侵害を回避するための他の措置がないかどうか、現地住民の基本的利益の侵害がやむを得ない場合にはそれを正当化するだけの当該開発行為の公共性・必要性があるかどうか、基本的利益の侵害に対する代償措置十分であるかどうか、

被援助国において「基本的人権及び自由の保障」を十分に図ることができるかどうか等について、慎重に注意してプロジェクトの策定、準備、審査・借款交渉、調達、実施・監理、評価にあたる義務を憲法及び条理に基づいて負っている。

(3) 3条件の意義

本件借款契約に付された3条件及びそれに先立つ「討議の記録」は、その内容及び文言から、日本のODAが、ナルマダ、クドゥン・オンボ及びメークワン等で現地住民との間で引き起こした問題並びに世界銀行やOECDの業務指令・ガイドラインを踏まえて定立された条件であることは明確である。

したがって、「討議の記録」及び借款契約は、世界銀行、OECD、及びJBIC(OECF)が作成していた基準、国際人権規約、ILO 169号条約に定められた非自発的移住に関する基準を契約内容に具現化し、日本政府及びJBICがこの基準に従って本件円借款を執行することを自ら義務づけたものである。

また、当該条項は現地住民らの懸念を受けて、本件ODAによって影響を受ける現地住民らの利益のために付された条項であり、現地住民らの保護を射程距離においている。

以上より、「討議の記録」及び借款契約は、日本国及びJBICが負担するODAの趣旨目的、内容、規模等に応じて、適切なODAの企画・執行を行う義務及び当該行政活動の関係者の人権を侵害してはならないという義務の具体的内容を定めたものとして、その違反は、原告らに対する関係で不法行為上の注意義務違反を構成する。

(4) 3条件履行確保のための特約

特に、本件借款契約では、3条件の履行を確保するために以下の通り具体的な措置を特約している。

- a コンサルタント契約にOECFが同意するにあたり、最初に水没する地区の住民について、移転同意及び補償合意手続が終了し、移転地が利用できる状況になっていること
- b ダム建設工事のための資機材や役務の調達契約締結にOECFが同意し借款を実行するにあたり、移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、移転問題が解決していること
- c ダムの貯水開始にあたり以下の条件が満たされていること
 - (a) 住民移転が完了していること
 - (b) 移転地において、移転した住民に対し、移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていること
- d 事業が完成するまで、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書をOECFに提出すること

そして、JBICは、この特約条項に従って、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書の提出を受けるとともに、みずからも住民移転同意及び補償合意手続の進行状況や移転地の状況等を調査し、その結果を受けて本件プロジェクトの進

行に必要なコンサルタント契約及び資機材や役務の調達契約の締結に同意するかどうか、ダム貯水開始に同意するかどうか判断することが問われていたものである。

日本国自身も、JBIC から報告を受けるとともに、自らもインドネシアに対し調査団を派遣するなどして、3条件の履行状況を確認し、JBIC に同意するかどうかについて検討しJBIC に対して指示を行っている。

したがって、本件借款契約に特約された同意権の行使に当たり、日本国及び JBIC が同意条件として特約に付されて事項を十分に調査せず、また住民に被害が生じていることを知りながら、日本国及び JBIC が共同して本件プロジェクトの進行に同意し、これを進行させたことは、原告らに対する不法行為を構成する。

(5) まとめ

よって、「討議の記録」及び借款契約が、原告らの請求の根拠にはならないという日本国及び JBIC の主張が失当であり、原告らの請求を基礎づける基本文書として、「討議の記録」及び借款契約は重要であることは明らかである。

2 日本国及び JBIC の主張に対する反論

(1) はじめに

日本国及び JBIC は、「討議の記録」及び借款契約に定められた3条件によって、原告らが利益を受けることがあったとしてもそれは反射的利益にすぎないとして、職務上の注意義務負担する根拠とはならないとか(日本国)、不法行為責任の根拠とはならない(JBIC)と主張している。

これらの主張が失当であることは前項で述べたところから明らかであるが、これについて以下の通り補足する。

(2) 日本国の主張への反論

日本国が行う公共事業の執行は、一般にその趣旨目的等に照らし相当なものであることが必要であり、当該公共事業が影響を与える住民の基本的な人権を不当に侵害しないようにする注意義務を負担している。こうした観点から、判例上も、公共事業の実行によって被害が発生した場合、侵害された被侵害利益の性質及びその内容、侵害行為の態様と侵害の程度、当該公共事業の公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、被害発生防止のために採り得る措置をとったかどうか、事前説明など事前に事業主体が尽くすべき手続を尽くしたかどうかという点に関する事情をも考慮し、当該公共事業が違法な法益侵害を引き起こしているかどうか判断されている。

本件円借款についても、日本政府及び JBIC は、プロジェクトの策定、準備、審査・借款交渉、調達、実施・監理、評価のいずれの過程においても主導的な役割を果たし、開発プロジェクトの帰趨について決定的な地位にある。特に本件プロジェクトの実行段階においては、JBIC は、コンサルタント契約及び資機材や役務の調達契約の締結への同意権、ダム貯水開始への同意権を、本件借款契約上有しており、JBIC が

これらの同意を行わなければ、本件プロジェクトは進行せず、原告らが本件プロジェクトによって被害を受けることもなかったのである。日本国は、この JBIC の借款契約上の地位に基づき、同意が必要になったときには自ら調査団を派遣し、その調査結果を踏まえて JBIC に対し同意を指示した。このように、本件プロジェクトにおける日本政府及び JBIC の地位は、共同事業主体とすることができるものであり、ODA は日本国内において行われる公共事業と同等のものである。

したがって、日本国は、本件プロジェクトについて、上記判例法理と同様に、当該 ODA に基づく開発によって被害が発生した場合、侵害された被侵害利益の性質及びその内容、侵害行為の態様と侵害の程度、当該事業の公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、被害発生防止のために採り得る措置をとったかどうか、事前説明など事前に尽くすべき手続を尽くしたかどうかという点に関する事情をも考慮し、当該事業が違法な法益侵害を引き起こしているかどうかと判断されるというべきである。

したがって、日本国及び JBIC がインドネシア政府との間で締結した「討議の記録」及び借款契約において定めた 3 条件及びその履行確保のための特約は、日本政府において、被害発生防止のために採り得る措置をとったかどうか、事前説明など事前に尽くすべき手続を尽くしたかどうかという点に直接関わるものであり、その規定に違反していた場合は、日本政府が本件プロジェクトを進行させたことが、違法な法益侵害であると認められる重要な要因となる。

(3) JBIC の主張に対する反論

ア JBIC が、本件円借款契約の内容が、JBIC の不法行為責任を認める根拠になり得ないとする主要な理由は、JBIC 第 4 準備書面によれば、原告らの主張が JBIC の「不作為による不法行為」を主張しているものであるととらえていること、また本件円借款契約に規定された JBIC による同意が「プロジェクト実施機関(本件では PLN)と契約を締結するコンサルタント、請負業者等にとって、各契約に基づきプロジェクト実施機関から各業者に支払われる対価の原資が最終手金は被告国及び被告 JBIC の円借款によって支払われるということを示すという意味を有するに過ぎない」という点にあると思料される(この点に関する詳細な反論は上記 JBIC 準備書面を精査の上、別途準備書面において行う)。しかしながら、この JBIC の主張は、JBIC の同意の意義について事実と反しており、したがって、原告らの主張を正解しないものである。

そこで、本項では、JBIC が、本件借款契約の内容が不法行為責任を認める根拠になり得ないとする主要な理由と思われる上記 2 点について反論する。

イ まず、JBIC の同意の意義についてであるが、前項(4)において述べたとおり、本件円借款契約では、JBIC はインドネシア政府との間で、3 条件の履行確保のために特約条項が締結された。その特約条項にあるとおり、JBIC の同意は、JBIC が主張するような形式的なものではない。コンサルタント契約への同意にあたっては、

最初に水没する地区の住民について、移転同意及び補償合意手続が終了し、移転地が利用できる状況になっているかどうか要件とされている。また、資機材や役務の調達契約締結への同意にあたっては、移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、移転問題が解決しているかどうか要件とされている。ダムの貯水開始同意にあたっては、住民移転が完了し、移転地において移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていることが要件とされている。このように、本件円借款契約においては、JBIC の同意は、本件プロジェクトの進行にあたって3条件が遵守されているかどうかをチェックし、条件が満たされていない場合には JBIC として本件プロジェクトの進行に同意しないことが予定されていたものである。

このような JBIC の同意の意義については、日本国が1992年9月16日～21日にインドネシアに派遣した佐藤有償資金協力課長を団長とする「コタパンジャン・ダム建設事業に係る住民移転問題に関する政府調査団」(甲 B18-025, 2 枚目、以下この調査団を佐藤調査団という)の調査報告から明らかである。

すなわち、佐藤調査団の報告書では、調査団の目的が、上記特約に関連して本件プロジェクト本体工事への同意(すなわち資機材や役務の調達契約締結への同意)の可否を検討するための現地調査であることについて、「今時ミッションの調査をふまつつ政府部内において本体工事契約への同意の可否について検討が行われる」と記載し(甲 B18-025, 2 枚目)、インドネシア側から「早急に工事を開始しないと工期が1年遅れとなること」などが強調されたのに対し、「契約承認は飽くまで住民移転問題の解決如何の判断によるものである旨応答」していること(甲 B18-025, 6 枚目)に明白に示されている。

したがって、本件プロジェクトに関する JBIC の同意は形式的なものに過ぎないという JBIC 主張は全く事実と反している。JBIC は、本件借款契約に規定された特約に基づき、本件プロジェクトが3条件を遵守して進められているかどうかを判断し、本件プロジェクトの進行を認めるかどうかを決定する権限を有していた。

ウ 上記から明らかであるとおり、JBIC の不作為ももちろん問題であるが、原告らが第1に問題にしているのは JBIC の不作為ではない。

上記の通り、JBIC は、本件借款契約に規定された特約では、コンサルタント契約への同意にあたっては最初に水没する地区の住民について移転同意及び補償合意手続が終了し移転地が利用できる状況になっていることが、資機材や役務の調達契約締結への同意にあたっては移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ移転問題が解決していることが、ダムの貯水開始同意にあたっては住民移転が完了し移転地において移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていることが、それぞれ要件とされていた。

ところが、JBIC は、進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書、並びに日本政府や自らの現地調査によって、これらの要件が満たされていないことを認識して

いたか少なくとも認識することができたにもかかわらず、本件プロジェクト工事の進行や貯水開始に同意し、これによって原告らに対し甚大な被害を発生させたのである。

この JBIC の同意に関する原告主張に明確に示されているとおり、原告らは、JBIC が、本件借款契約に違反した同意を行ったという作為が、不法行為であると主張しているものである。原告らの主張を、「作為を行う際に、憲法、条理及び契約に基づき一定の配慮をなすべき作為義務があったにもかかわらずこれを怠ったという『不作為による不法行為』を主張しているものと解される」などというのは、曲解も甚だしい。

(4) まとめ

以上より、日本国及び JBIC の主張は失当であり、インドネシア政府と日本政府との間で行われた「討議の記録」の内容、本件借款契約における 3 条件及びその履行確保のための特約の内容は、本件争点の判断にあたって不可欠である。

3 すでに明らかになっている事項では不十分であること

「討議の記録」及び借款契約に付された 3 条件については、すでにその基本的内容が、国会答弁において明らかにされている。

しかしながら、その内容については、日本政府が国会答弁で明らかにし本件訴訟において引用する内容と、新聞報道とでは内容が異なっている。また本件借款契約では、3 条件の履行確保の措置についても規定が置かれているはずであるが、日本国及び JBIC はこの点について明らかにしていない。

今回日本国から提出された第 5 準備書面及び JBIC から提出された第 4 準備書面では、原告らが準備書面(12)において、本件借款契約における 3 条件及びその履行確保のために定められた特約について具体的に主張したにもかかわらず、これについて何等認否がない。

したがって、「討議の記録」及び借款契約における 3 条件及びその履行確保のための特約規定の内容を客観的に明らかにするためにも、「討議の記録」及び借款契約が提出される必要がある。

第 4 結論

以上述べたとおり、「討議の記録」及び借款契約は、本件訴訟における原告らの請求を基礎づける基本文書として、「討議の記録」及び借款契約は重要である。そして、その内容については、国会答弁と新聞報道との相違が存し、当該規定が原告らの利益を射程距離に置いたものであるかどうかについて原告と被告らとの間に争いがあるものであり、提出されるべき必要性は極めて高い。

そして、インドネシア側の信用力や事業の実施能力に関する重要事項である金額、金

利、償還条件等は既に公開され、基本約定、調達ガイドライン等の、借款契約の骨子も公開されていることから、「討議の記録」及び借款契約の提出によって弊害が発生することも認められない。

したがって、日本国及び JBIC は、「討議の記録」及び借款契約を提出する義務がある。少なくとも3条件に関する条項について提出できない理由は全く存しないはずであり、御庁においてこれらの文書の提出を日本国及び JBIC に対し命ずるよう求める。